

元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会最終報告書（概要版）を もっとよく理解するための用語の解説

● 1 頁

○特別委員会

特に重要な案件で集中的に審査するために設置される委員会のことで、議決により設置する。

○地方自治法第 98 条第 1 項（事務検査権）

議会は、当該普通地方公共団体の事務に関する書類及び計算書を検閲し、当該普通地方公共団体の長その他法律に基づく委員会又は委員の報告を請求して、当該事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができる。（抜粋）

○地方自治法第 100 条（百条委員会）

議会は、当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行うことができる。この場合において、当該調査を行うため特に必要があると認めるときは、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。（抜粋）

○部長職

和光市では市長、副市長に次いで上位職に当たる幹部職員。

○第三者委員会

市が令和元年 7 月に設置した「和光市職員による不祥事の再発防止に関する第三者委員会」のこと。令和 3 年 12 月に調査報告書をまとめた。

○公判

検察官が公訴した刑事事件について、裁判所が審理・裁判を行い、また当事者が弁論を行う手続段階のこと。

○議決

議員が採決により議会の意思を決めること。

○証人尋問

百条委員会において関係人に出頭を求め、証言を求める事項について問うこと。

○付議事件

調査事項として特別委員会で決定した案件。

● 2 頁

○松本市長

前市長、松本武洋。在任期間は平成 21 年 5 月 26 日から令和 3 年 5 月 8 日。

○大島副市長

現副市長の大島秀彦。就任年月日は令和 2 年 4 月 1 日。

○審議監

部長級職員（スタッフ職）。

○地域包括ケアシステム

高齢者が、地域の実情に応じて、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制のこと。

○介護保険法

40 歳以上で介護を必要とする人を対象に、保険料を徴収し公的な保険医療や福祉サービスを提供するための法律。運営は市町村、特別区。

● 3 頁

○懲戒免職

公務員の規律違反などに対し、懲戒として行う免職のこと。公務員のいわゆる強制解雇。

○福祉事務所

社会福祉法に規定されている「福祉に関する事務所」の通称。援護・育成・更生の措置に関する事務を担当する社会福祉行政機関のことで、和光市では保健福祉部長が所長を務める。

○告発

第三者が捜査機関に対して犯罪事実を申告し、犯人の訴追を求めること。

● 4 頁

○公益通報

公益を守るために、職員が知り得た行政運営上の他の職員の違法又は違法性の高い行為に関しての通報（和光市職員の公益通報に関する要綱第 2 条）をすること。

○公益通報委員会

和光市職員の公益通報に関する要綱第6条に規定されている、公益通報等処理するために設置される委員会のこと。

○市長

現市長、柴崎光子。就任日は令和3年5月23日。

○パワーハラスメント

職場においては、以下3つの要素を全て満たす行為。①優越的な関係を背景とした言動。②業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの。③就業環境を害するもの。

○和光市ハラスメント被害処理特別委員会

和光市ハラスメント被害処理委員会で処理することが難しい事案であると考えられたため、同委員会において処理せず、代わりに、和光市職員のハラスメントの防止等に関する要綱第10条の規定に基づき設置した特別委員会。

○文書訓告

制裁的な法的効果をもたらすものではないが、職員が職務上の義務に違反した場合において、指導、監督上の人事的措置を文書により行うもの。

●5 ページ

○懲戒処分

地方公務員法第29条第1項に規定する戒告、減給、停職又は免職の処分。

○介護療養型病床

寝たきりの状態など要介護度の高い人の受け入れが中心の介護施設。

○会計検査院

税金や国債の発行によって国が集めたお金が、適切に使われているかどうかをチェックする機関。

○補助金交付要綱

補助金を交付するまでの事務手続きに関して行政機関が作成するマニュアル。補助金を扱う対応に不公平がないように定められ、補助金の交付事務の基準となる。

○公印使用簿

規程で定められた公印（職務上作成した文書に使用する印章）の使用を公印取扱者に申し出る際に使用する、件名・提出先・件数等を記載する様式。

○訴訟係属中

訴訟が特定の裁判所で取り扱い中であること。

○和光市事務専決規則

市長の権限に属する事務の専決、代決等に関して必要な事項を定めた規則。専決とは、規定に定められた範囲内で自己の責任において常時市長に代わって決裁を行うことをいう。

●6頁

○随意契約

地方公共団体の契約方法は競争入札が原則であり、競争入札の方法によらないで任意の特定の相手方を選択して契約を締結する例外的な方法。ただし、公正な取引の確保を損なうことがないよう、地方自治法施行令により随意契約によることができる要件が列挙されている。

●7頁

○地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金

高齢者施設等の防災・減災対策を推進する施設及び設備等の整備事業の実施により防災体制の強化に資することを目的とした交付金。

○定期巡回サービスにおける情報システム導入事業

1日複数回、短時間のサービスを24時間提供する訪問介護の定期巡回サービスと、居宅介護支援事業者と医療関係機関との情報連携システムを導入するための事業。

●その他

○外部調査

不正・不祥事が発覚したときに設置される、外部の調査機関や有識者による調査委員によって行われる調査。

○顧問弁護士

法律上の助言や支援を、継続的に提供するために市が契約した弁護士。